| 担当部署: 教育委員会事務局 学校給食センター

処分の概要	学校給食費の減免
例 規 名 根 拠 条 項	村田町学校給食費に関する条例 第6条
例 規 番 号	令和4年条例第27号

【基準】

第6条及び村田町学校給食費に関する条例施行規則第8条の規定による。

(学校給食費の減免)

第6条 町長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(学校給食費の減額)

- 第8条 教育委員会は、学校給食の提供を受ける者が、食物アレルギー等の理由により、学校 給食の一部提供を受けることができないときは、学校給食費を減額することができる。
- 2 前項の規定により学校給食費を減額するときは、1食当たりの学校給食費の額から別表第2 に掲げる当該給食区分の1食当たりの額を減じるものとする。
- 3 第1項の規定により学校給食費の減額を受けようとする学校給食費負担者は、学校給食費 減額申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、減額を希望する日の10日前(休日の場 合その前日)までに教育委員会に提出しなければならない。
 - (1) 食物アレルギーの場合 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(公益財団法人日本学校保健会)に定める学校生活管理指導表
 - (2) その他の理由による場合 医師の診断書等学校給食の減額を受けようとする要因等 を証する書類
- 4 教育委員会は、第3項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、学校給食費減額決定通知書(様式第5号)により学校給食費負担者に通知しなければならない。
- 5 第1項の規定により学校給食費の減額を受けている学校給食費負担者は、減額を受ける必要がなくなったときは、学校給食停止・再開届(様式第6号)を教育委員会に届け出なければならない。
- 6 学校給食費負担者は、児童等の疾病その他の理由により学校給食の提供を停止又は再開する場合、該当する日の10日前(休日の場合はその前日)までに様式第6号を教育委員会へ届け出なければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日
